

(事業の目的)

第1条 社会医療法人玄真堂（以下「事業者」という。）が開設する川寫整形外科病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営方針)

第2条 リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものであり、指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、又指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーション等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 4 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要される事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者に対して適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 6 事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、単に利用者の運動器機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等、特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
- 7 事業者は、要支援状態の利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。
- 8 事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める。

9 前8項のほか、指定居宅サービス事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十号。）、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号。）、指定介護予防サービス事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号。）、指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第九号。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 川罵整形外科病院
- (2) 所在地 大分県中津市大字宮夫17番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者に、指定通所リハビリテーション等の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守させるための必要な指示命令を行い、従事者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーション等の提供に当たる看護師のうちから、必要な管理の代行をする者を選任する。

- (2) 管理代行者 1名

管理代行者は、管理者に代わりその職務を担う。

- (3) 医師 1名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2名以上（うち1名は、管理代行者を兼務）

看護職員 1名以上

介護職員 4名以上

それぞれの職種は、その職種に応じた業務と指定通所リハビリテーションの提供等に当たる。

- (4) 管理栄養士 1名（非常勤兼務）

低栄養状態の改善等を目的に栄養管理を行う。

- (5) 事務職員 必要に応じて1名配置

介護給付費等の請求業務及び通信連絡事務等を行う。

（営業日、営業時間等）

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 : 8時から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間 : 8時30分から17時までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、55人とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第7条 この事業所が行う指定通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

(1) 通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成

(2) 利用者宅への送迎

(3) リハビリテーション

①リハビリテーションマネジメントの実施 ②短期集中リハビリテーションの実施(要介護者)

③個別リハビリテーションの実施 ④運動器機能向上のためのサービスの提供(要支援者)

⑤通所リハビリテーション訪問指導 ⑥日常生活動作やレクリエーションを通じた訓練の実施

⑦器具等を使用した運動の指導と実施

(4) 特別なサービス

①口腔機能向上のためのサービスの提供 ②栄養改善のためのサービスの提供

(5) 日常生活上の世話

①食事の提供及び介助 ②入浴の提供及び介助 ③排泄介助 ④更衣介助

⑤移動移乗介助 ⑥服薬介助

(6) その他

①健康状態の確認と健康指導 ②生活等についての相談、助言

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、**その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。**

2 前1項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費 実費

(2) おむつ代等の日常生活必需品代 実費

(3) 娯楽活動費 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。

また、金額の変更を行う場合も同様の取り扱いをする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大分県中津市 大分県宇佐市、福岡県築上郡吉富町、福岡県築上郡上毛町、福岡県豊前市の事業所から半径7kmとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用中の飲酒や喫煙は禁止とすること。
- (2) 従業者の指導に従い、利用者自らも安全や健康に注意し行動すること。
- (3) 事業所内の定められた場所以外の出入りは禁止とすること。
- (4) 利用中は、職員に無断で外出帰宅しないこと。
- (5) 飲食物の持ち込みはしないこと。
- (6) 過度の金銭や貴重品等の持ち込みはしないこと。また金銭は自己管理をすること。
- (7) 利用中に金銭の貸し借りや物品の贈答はしないこと。
- (8) 他の利用者へ迷惑行為、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止とすること。
- (9) 事業所のルールを守り、施設や備品は大事に扱うこと。
- (10) ペットの連れ込みは禁止とすること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に指定通所リハビリテーション等を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、事業者の医師又は主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるために、火災及び風水害、地震等のマニュアルの確認を毎月行うとともに、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業者は、消防法第8条の規定により防火管理者を設置する。
- 3 事業者は、非常災害時に中津市消防署及び中津市介護高齢者福祉課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元の宮夫地区自治会との協力・連携体制を図る。
- 4 事業者は、非常災害時に利用者の最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 事業者は、当該事業所において食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように**次の措置を講ずるものとする。**
 - (1) 事業者は、食中毒及び感染所の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つ。
 - (2) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等についてはその発生及び蔓延を防止するための措置について、発出されている通知に基づき、適切な措置を講ずる。
 - (3) 医薬品の管理については、事業者の薬剤師の協力を得て行う。

- (4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努める。
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会を設置する。
- (6) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (7) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(苦情又はハラスメント処理に関する事項)

第14条 指定通所リハビリテーション等の提供に係る利用者又はそのご家族等からの苦情又はハラスメントに対し迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定通所リハビリテーション等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定通所リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
 - (2) 虐待の発生又はその再発を防止するための虐待防止検討委員会の設置
 - (3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
 - (4) 利用者及びその家族の苦情処理体制の整備と担当者の設置
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第16条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き利用者の生活の自由を制限する身体的拘束等の行ってはならないとし、その適正化のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等適正化の指針の整備
- (2) 身体的拘束等適正化委員会の設置
- (3) 身体的拘束等の適正化に向けて従事者に対する研修の実施
- (4) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の記録
- (5) その他身体的拘束等の適正化のための必要な措置

(事業継続計画に関する事項)

第17条 事業者、事業継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業者は、指定通所リハビリテーション等の当たる従業員の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防(又は機能回復)等、以下に掲げる研修に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(1) 採用時研修	採用後6か月以内
(2) 虐待防止に関する研修	年1回
(3) 権利擁護に関する研修	年1回
(4) 認知症ケアに関する研修	年1回
(5) 介護予防に関する研修	年1回
(6) 接遇に関する研修	年1回
(7) 安全管理と感染症の予防及びまん延の防止に関する研修	年2回
(8) 身体的拘束等の適正化に関する研修	年1回

2 従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

5 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束は行わないものとする。但し、自傷他害等のおそれがある場合などやむを得ない状況があるときは、利用者又はその家族に説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うものとする。また、その状況が改善された場合には、速やかに身体拘束を解除するものとする。

6 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。また、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

7 送迎に関する車両の管理、運転業務は外部事業所に委託する。

8 昼食の調理提供は、外部事業所に委託する。

9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年11月23日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改定する。

この規程は、平成26年6月16日から改定する。

この規程は、平成26年10月1日から改定する。

この規程は、平成26年12月16日から改定する。

この規程は、平成27年6月1日から改定する。

この規程は、平成28年2月1日から改定する。

この規程は、平成28年4月1日から改定する。

この規程は、平成29年1月1日から改定する。

この規程は、平成29年3月1日から改定する。

この規程は、平成30年4月1日から改定する。

この規程は、令和1年5月20日から改定する。

この規程は、令和6年6月1日から改定する。